



地方財政改革についての一考察：旭川市の場合

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 亀畑, 義彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00002383

地方財政改革についての一考察

—— 旭川市の場合 ——

亀 畑 義 彦

- 第1章 外部経済と公共財
 - 第2章 準公共財
 - 第3章 団地開発
 - 第4章 旭川市財政改革のための料金・価格モデル
- 結びにかえて—— 選択の問題 ——

第1章 外部経済と公共財

いま総費用を K 、不変費用を $K_1 = \theta$ 、比例的な不変費用を $K_2 = kx$ 、不比例的可変費用を $K_3 = K_3(x)$ とおくと、総費用は

$$\begin{aligned} K &= K(x) = K_1 + K_2 + K_3 \\ &= \theta + kx + K_3(x) \end{aligned} \quad (1)$$

平均費用は第1式より

$$\frac{K}{x} = \frac{K(x)}{x} = \frac{\theta}{x} + k + \frac{K_3(x)}{x} \quad (2)$$

これを生産量について微分すれば

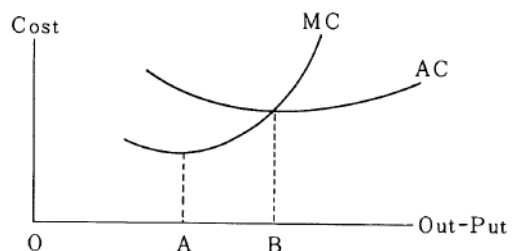
$$\frac{d}{dx} \left(\frac{K}{x} \right) = \frac{d}{dx} \left(\frac{\theta}{x} \right) + \frac{d}{dx} \left[\frac{K_3(x)}{x} \right] \quad (3)$$

今、この平均費用を第1図のAC曲線のように図示しよう。ここのOB区間は、短期的なスケール・メリットの点であり、これが成立するためには、平均費用の1次微係数がゼロより小、すなわち

$$\frac{d}{dx} \left(\frac{K}{x} \right) = \left\{ \frac{dK}{dx} - \frac{K}{x} \right\} \frac{1}{x} < 0 \quad (1')$$

が成立することが必要である。そこで(1')式が成立するための条件を求めると、 θ は常数であるから、 $\frac{d}{dx} \left(\frac{\theta}{x} \right)$ は本来負である。従って(1')式が成立するためには、 $\frac{d}{dx} \left[\frac{K_3(x)}{x} \right] \leq 0$ であるか又は $\frac{d}{dx} \left[\frac{K_3(x)}{x} \right] > 0$ であっても、その絶対値が $\frac{d}{dx} \left(\frac{\theta}{x} \right)$ の絶対値よりも小であればよい。かくて不比例的可変費用の平均費用が遞減的である限り、スケール・メリットが作用するといつて

第1図



もよいが、不変費用の存在によってこの作用は一層強く働き、正の $\frac{d}{dx} \left[\frac{K_3(x)}{x} \right]$ と $\frac{d}{dx} \left(\frac{\theta}{x} \right)$ の絶対値とが等しくなることによって、スケール・メリットは作用しつくす。ここでAC曲線の極小点とMC（限界費用）曲線の極小点との関係を考える。限界費用 $\left(\frac{dK}{dx} \right)$ を求めるために第1式を微分して、

$$\frac{dx}{dx} = k + \frac{dK_3(x)}{dx} \quad (4)$$

第4式をさらにxについて微分して

$$\frac{d}{dx} \left(\frac{dK}{dx} \right) = \frac{d}{dx} \left[\frac{dK_3(x)}{dx} \right] = 0$$

を満足する点においてMC曲線は極小となる。

ここでは、産業の生産設備が一定であると仮定するから、個別的企業の費用は、ある点（MC曲線ではA点、AC曲線ではB点）を超えると増大する。しかし産業全体の需要が増大し、それに伴って産業全体の生産量が増大するものと考え、このことは競争による企業の参入と技術進歩とを意味するから、限界費用を例にとれば、A点は右下方に移動する（第2図SMC₁……、SMC₃）。短期限界費用がこのような変化をたどるということは、短期平均費用もまた同じ動きをすることを意味している（第2図SAC₁……SAC₃）。従って短期平均費用曲線の最底点を結んだ線（LAC）のうち、OCまでが外部経済でありC→+∞方向が外部不経済である。

このように外部経済は、もともとは個別企業による技術競争、参入競争、その結果としての生産技術の向上、集団化、都市交通や水道・電力の発達というように内部経済により導かれたものであり、その集積が外部経済効果である。

また外部不経済とは、内部経済効果を超えて参入資本の過剰、売場面積の過剰、膨大な公害防止設備の必要、交通遅滞等によるコスト高等が作用する場合である。

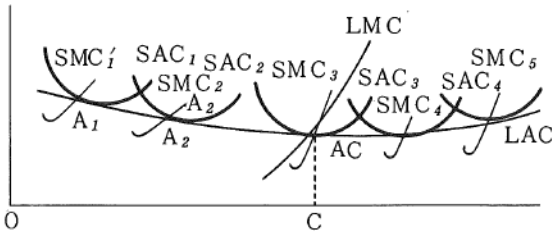
以上のこのから外部経済効果ないしは外部不経済効果というものは、あくまでも内部経済の集積であるということである。それにもかかわらず業者も行政も、そして市民までもが、外部経済を公共財と混同させて、それらを同一物とみなしている。その結果、外部経済ないしは外部経済効果にあたる部分をすべて公共機関が負担すべきであるという考えを持っており、これは経済法則上からも誤りであり、従って税負担の公平の原理からも誤りである。

公共機関がすべて負担すべきものは、公共財サービスに限られる。公共財と外部経済とを区別する基準は、前者が人間の生活権にかかわるもの（一般的には消費の集団性と排除不可能性という2つの条件を満たすもの）であり、市場メカニズムの作用からははずれるものと考えなければならない。それ故、公共財サービスの使用料は、基本的には無料でなければならない。それに対して後者すなわち外部不経済効果にあたるものは、内部経済の延長上にあるものであるから、企業努力のみに待つべきものであり、これを行政投資に待つという考え方は経済法則を逸脱している。

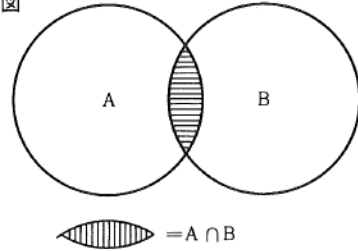
外部経済を公共財とみなし、そのことが負担の公共をゆがめている具体例の1つは旭川市平和通買物公園である。

旭川市平和通買物公園は、市民の買物依存度の大きさという面からみると旭川市全区域の中での積集合（共通集合＝第3図、A∩B）とみなすことが出来る。このような場所が商業地区として栄えることは一般法則であろう。旭川市の場合、A∩B地域（平和通買物公園）の発生は自然発生的なものであった。その商店街がこれ迄順調な成長を示してきたが、成熟期において収益（E）が思うよう

第2図



第3図



A = 雨粉、神居、神楽、近文、北門、大町、旭町、春光町、春光台、鷹栖、東鷹栖地区等
 B = 東光、豊岡、永山地区等

に伸びず、今、市財政投資 (m) を増大させると当該者が考えたとすると

$$E = E(m)$$

$$\frac{dE}{dm} > 0$$

$$\frac{d^2E}{dm^2} < 0$$

しかしある点 (n) を超えると、m を増大させてもEは増加しなくなるものとすれば、n点からは $\frac{dE}{dm} = 0$ となる。また市財政投資がゼロでもkなる収益があるものと考えたと

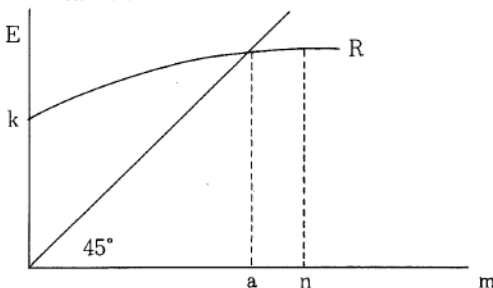
$$R = k + \alpha E \tag{5}$$

となる。ただし $\alpha = \frac{dE}{dm}$, n点までは $0 < \alpha < 1$, n点を超える $\alpha = 0$ となる (第4図)。

今、商店街が収益の増大を目論んでmの増大を市に要求するとすれば、その要求額は、 $0 < m \leq n$ であろう。それ故、これが実現されれば、 $0 < m \leq n$ のすべての値に対してE(m)が正であれば行政が市民に財政選択をさせない場合には、財政支出はnで均衡する。

次に、やはり市民に財政選択をさせないと仮定して、市が最大の財政効果を求めて投資する場合には、qなる範囲まで考えられるから、 $0 \leq m \leq q$ となるであろう。しかしこの場合にも、qなる制約条件をきめる情報はあいまいである。それがあいまいなままにA∩B地域にひとたびqなる内部経済面への行政投資を許すとこれが他地域にも波及するばかりでなく、その絶対額も大きくなる傾向を持つ。例えば $C \subseteq A$ なる部分集合が新たな市財政要求地域として現われてくる (第5図)。具体的には銀座通商店街がその1番手であり、この要求に対して行政は5,000万円の財政投資を決定した。

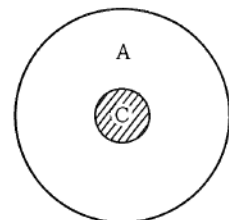
第4図



第5図

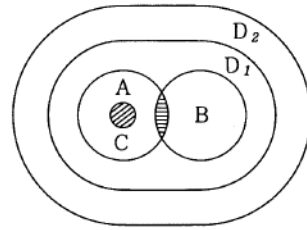
$C \subseteq A$

Cは銀座通商店街



たしかに $A \cap B$ ないしは $C \leq A$ 地区への行政投資はAおよびB地区の購買力のみではなく、第1次商圈 (D_1) および第2次商圈といわれる地区の購売力をも誘因する(第6図)。しかし行政のこの考え方は、公共財と外部経済との混同という誤りをおかしている。本来これは長期的には外部経済、短期的には内部経済が作用することが本来の姿である場所に公共財の考え方を持ち込み、その結果、市場メカニズムを破壊するばかりか、資源の最適配分、負担の公平をそこなうことになっている。従って行政は、まず最初に公共財とは何か、外部経済とは何か、住民参加とは何か、というこの初歩的区別をはっきりと認識する必要がある。

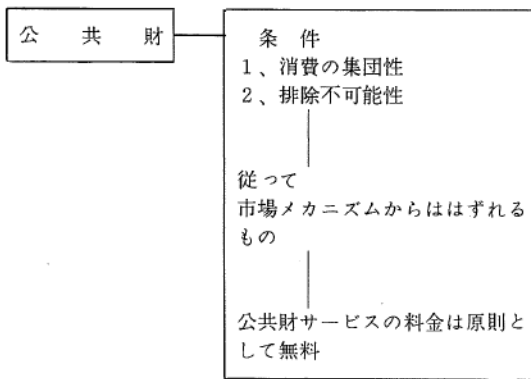
第6図



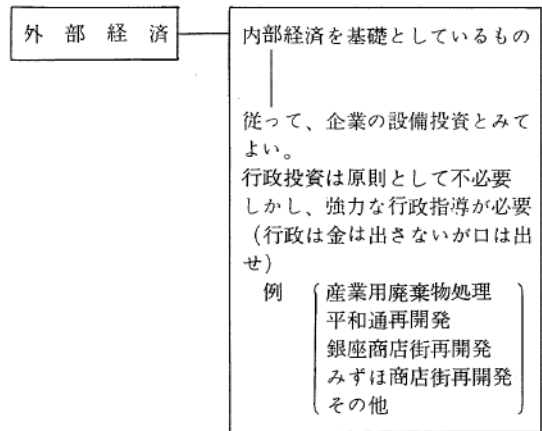
D_1 =第1次商圈 鷹栖町、東神楽町、東川町、美町、上川町、愛別町
 D_2 =第2次商圈 和寒町、剣淵町、士別町、朝日町、市風連町、名寄市、上富良野町、中富良野町、芦別市、赤平市、深川市

さて以上のことから公共財と外部経済との相違をまとめると第1、第2表のようになる。

第1表



第2表



第2章 準公共財

次に公共財の2つの条件が弱められるためにもかかわらず、その財のサービスを受受する各主にとっては受益はないようなものを今、準公共財と定義しよう、この場合はどのような使用料が必要であろうか、まずこの種のサービスの提供を独占的企業にまかせるものとして考えてみよう。

今、料金をP、準公共財のサービスをX、Dを需要、Kを費用として、単純に

$$X = D(P) \tag{6}$$

とおく。ここで利潤をGで示すと

$$G = PD(X) - K(X) \tag{7}$$

極大条件を求めるために第7式をXについて微分すると

$$\frac{dQ}{dx} = P + x \frac{dP}{dx} - \frac{dK(x)}{dx} = 0 \quad (8)$$

$$\therefore P + x \frac{dP}{dx} = \frac{dK(x)}{dx} \quad (8')$$

$$\underbrace{\quad}_{\text{限界収入 } MR} = \underbrace{\quad}_{\text{限界費用 } MC}$$

個別需要の弾力性を η とおくと

$$\eta = \frac{dx}{dP} \cdot \frac{P}{x} \quad (9)$$

限界収入MRは(8'), (9)式とから

$$MR = P \left(1 - \frac{1}{\eta} \right) \quad (10)$$

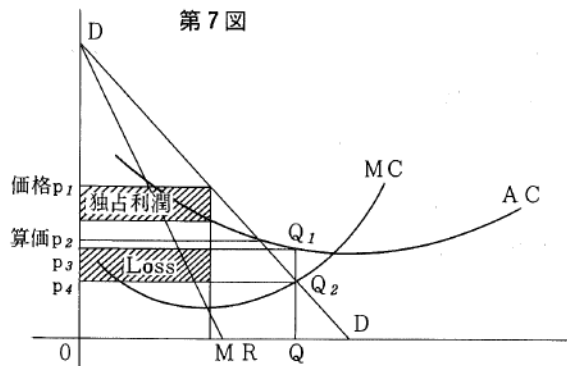
第10式から、料金はあらゆる準公共財のサービスについて、限界収入よりも大きい。それ故、MR曲線は、個別需要曲線よりも下方に位置する。あわせて、限界利潤ゼロの点においてMR=MCとなるゆえ、第10式より準公共財サービスの独占価格は

$$P = MC \cdot \frac{\eta}{\eta - 1} \quad (11)$$

となる。図示すると第7図の P_1 がそれである。もし競争経済であれば価格は限界費用と等しくなるから $P - MC$ は独占利潤である。それゆえ、第11式より

$$P - MC = \frac{P}{\eta} \quad (12)$$

となり、これを独占度とよび需要の弾力性 η が小さいほど独占利潤が大きいことを示している。ここで独占による高価格を避けるために公社のようなものを設立して独立採算制をとると、料金価格は $P_2 (=P_2=AC)$ まで下げることが出来る。またその準公共財サービスが、きわめて福祉性の強いものである時は、公共事業により料金価格を $P_4 (=P_4=MC)$ まで低下させる必要も起きてこよう。こ



の時には $P_3Q_1Q_2P_4$ なる損失（赤字）が発生する。これは行政負担分となる。場合によってはゼロ価格で横軸にそったODなる需要に応じることも必要である。

以上のことを本稿の問題意識にそって整理すると、公共的なサービスを対象とした業務はスケール・メリットを必要とし、これを民間業者に依存すると独占企業になる可能性が強く、価格は高く、サービスの供給量も制約される。そこで公的な事業主体をもうけて、サービスの供給量を拡大して、料金価格も P_2 （又は $P > P_2$ ）ないしは P_2 、あるいはゼロなる二段階ないしはそれ以上の段階に分けて料金制度をとる必要が出てくる。なぜなら公共財サービスと同じ対象物であっても、一定量を超えたもの、あるいは業務用のは平均費用を加味し、独立採算制とすることが必要である。ところが往々にしてこのようなものを地方自治体では公共財ないしは準公共財サービスと同じ取扱いをしていることは、税の浪費であり、公共の原理を著しくゆがめているばかりか、対象企業の指令には、コスト低減のための企業努力をも失わせる結果にもなりかねない。従ってこれらの料金には平均費用も含めるべきである。

また準公共財とみなされる市民文化会館のような場合の使用料は、市民的行事に使用する場合と利潤行為によるものとを明白に区別する必要がある。利潤行為の場合には平均費用を基準としたフル・コスト原則（ $P = a(1+r)$ ）をとるべきである。ここで P =価格、 a =平均費用、 r =Mark up rateとする。市民的行事の場合でも、それは選択的な使用であり、公共財ではなく準公共財サービスに入るから、料金として限界費用分は必要である。すなわち準公共財サービスは限界費用分の料金を負担することが望ましいといえる⁽¹⁾。以上のことを整理すると第3、第4表のようになる。

第3表

準公共財サービス	公共財サービスではないが、受益者にとっては公共財の2つの条件にかかわるもの 料金は限界費用分を負担 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の水道、し尿、電力等の基本量 ・市民サイドでの各会館の使用 ・低所得者用市営住宅 ・幼稚園、保育所、小中学校
----------	--

第4表

準公共財サービスで一定量を超えたもの、又は業務用のもの、その他	独立採算制を採用 $p = a(1+r)$ p = 価格 a = 平均費用 r = Mark up rate (例) 一定量以上の水道、し尿、電力、業務用の水道、し尿等 ・利益、趣味を目的とした各種会館の使用
---------------------------------	--

第3章 団地開発

第5、第6表は北海道の生産および旭川市における各産業別雇用人口である。そのいずれも第2次産業の純生産および人口が伸び悩み、第1次産業の生産の伸びと人口が低下し、第3次産業の人口が急成長をとげている。すなわち第1次産業の人口の減少分が第3次産業にむかい、他は札幌、道外に流出しているということができよう。このように北海道および旭川市の第3次産業は、第1次、第2次産業に依存していないという意味で底が浅い。すなわち経済の自立生がむずかしい状態にある。このような状態の中から旭川市が自立するためには、第1次産業と結びついた地場製造業および内陸型工業の保護育成が必要である。

旭川市にも終戦直後までは農業と結びついた地場の製造業があった。戦中は消費支出の切りつめもあり、それへの需要が少く、従って企業もScale meritをとることもなく、コスト高でも採算が

第5表 道内純生産（産業別）

	35年	40年	45年	48年
第1次	1410億円 (22.0%)	15.6%	13.6%	12.9%
第2次	1870億円 (29.2%)	29.2%	26.9%	28.1%
第3次	3201億円 (50%)	56.6%	60.9%	60.1%

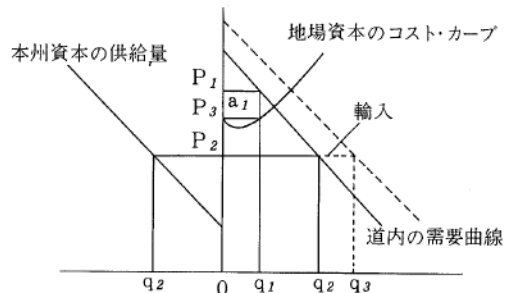
第6表 産業別就業者増減数の推移

区分	就業者 総数	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	区分	就業者 総数	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業
増加 数 (人)	35~40年	20,485	△ 4,552	7,118	17,919	19.4	△ 18.9	28.2	31.7
	40~45年	16,366	△ 3,057	4,235	15,188	13.0	△ 15.7	13.1	20.4
	45~50年	5,754	△ 4,911	2,082	8,583	4.0	△ 29.8	5.7	9.6

注 △印は減少を示す「自治研究」(旭川) Vol2.1976.3

合った。例えば第8図で示すように価格が P_1 と高くても需要に見合った生産量が q_1 であれば、コストを a_1 だけ上回っていると、本州資本を考慮しなくても地場の個別企業は地元需要に見合った生産活動を行ってればよく、生産性向上を特に意識することもなかった。しかし戦後の食糧加工製品およびその他第1次産品と結びついた加工製品に対する需要増は、スケール・メリットのある本州資本による価格 P_2 での q_2 なる製品移入を見たことにより、スケール・メリットをとり得ない旭川の地場製造業は退出を余儀なくされて、その結果旭川市では第1次産品は地元で生産し、それを道外に販売し、道外で加工したものを再び旭川で購入するという方法をとっている。従ってこの状態を続けていけば、第1次産業と結びついた地場製造業は北海道には永久に存立する余地はない。旭川市が道北経済のリーダーとして自立するためには、まず第1に旭川市のGNPを高めることであり、そのためには地場資本の生産活動が短期的にはコスト高ではあっても、近い将来において収益をあげる可能性を見出せる政策をとることが出来る場合には、第1次産業と結びついた製造業を保護育成していく必要がある。そしてそのことが費用曲線を下方におし下げることが出来るならば、あるいはコスト高であっても何らかの特色ある製品を作り出すことが出来るならば、道内供給のみならず道外ないしは外国への供給も可能になろう。そのためには、旭川における工業団地の造成は必要条件となる。この場合、行政の援助を待たず、すべて業者の自発的革新行為という資本主義の本来的行動をとった当時の豊岡木工団地は、まれに見る好事例を提供している。悪事例は木材業界であろう。木を切るのみで利益と結びつき、好況期には買い占め売りおしみににより価格を騰貴させ、不況時には操短により高価格を維持するという旧態依然とした形態では地場資本としての住民の支持は得られない。これも工業団地内で同業者との競争を深め、何らかの加工と結びつき、旭川市の経

第8図



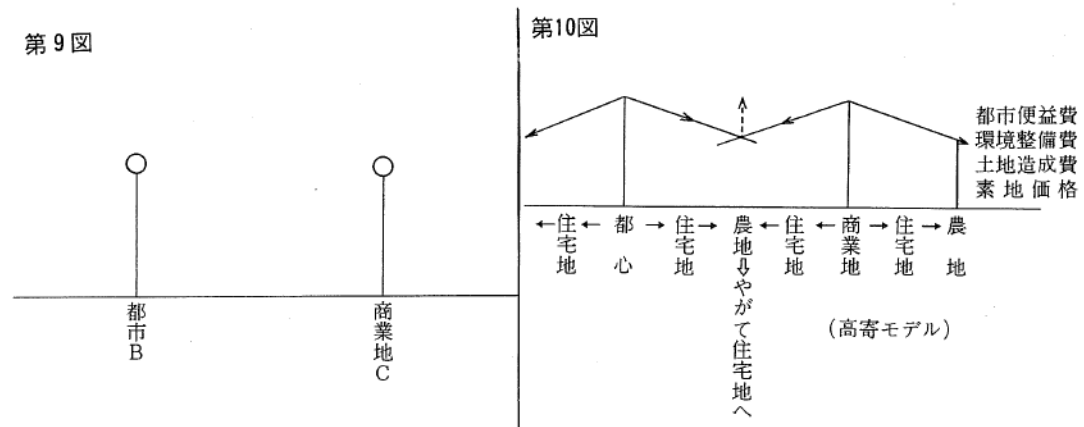
い旭川の地場製造業は退出を余儀なくされて、その結果旭川市では第1次産品は地元で生産し、それを道外に販売し、道外で加工したものを再び旭川で購入するという方法をとっている。従ってこの状態を続けていけば、第1次産業と結びついた地場製造業は北海道には永久に存立する余地はない。旭川市が道北経済のリーダーとして自立するためには、まず第1に旭川市のGNPを高めることであり、そのためには地場資本の生産活動が短期的にはコスト高ではあっても、近い将来において収益をあげる可能性を見出せる政策をとることが出来る場合には、第1次産業と結びついた製造業を保護育成していく必要がある。そしてそのことが費用曲線を下方におし下げることが出来るならば、あるいはコスト高であっても何らかの特色ある製品を作り出すことが出来るならば、道内供給のみならず道外ないしは外国への供給も可能になろう。そのためには、旭川における工業団地の造成は必要条件となる。この場合、行政の援助を待たず、すべて業者の自発的革新行為という資本主義の本来的行動をとった当時の豊岡木工団地は、まれに見る好事例を提供している。悪事例は木材業界であろう。木を切るのみで利益と結びつき、好況期には買い占め売りおしみににより価格を騰貴させ、不況時には操短により高価格を維持するという旧態依然とした形態では地場資本としての住民の支持は得られない。これも工業団地内で同業者との競争を深め、何らかの加工と結びつき、旭川市の経

済的自立に寄与する産業として成長することが必要である。その他、内陸型といわれる公害の少ない精密機械、電気機械等と結びつくことも重要であり、これは長野県が参考になる。これらのことが可能ならば、工業団地内における個別企業の行動の集積が外部経済効果を示すことになる。

今後の旭川市の福祉行政のためには多くの財源が必要とされ、その確保のためには、より高い旭川のGNPが必要とされる。換言すれば、中央当局に財源を依存しえなくなった地方行政が、一方において福祉行政を政策のメルクマールとし、それを実行するためには、他方では都市行政自体が高度な経営能力を持った企業人として行動しなければならないということである。

この工業団地の造成は、過去におけるように国庫支出金と一般財源のみによる型は不可能であり、開発者負担という形態をとることになろう。そしてそこに立地する個別企業は、本来自らの手でやらなければならない外部経済形成を行政にまかせ、その行政による開発行為の受益者であるから、立地企業は、原理的には、造成コスト+環境整備費（上下水道、公園、団地内道路および集中暖房、外燈）+都市便益費（都市交通、道路等）の価格をフル・コストで負担すべきである。しかしながら単純なフル・コスト原則を守るだけでは工業団地に新規参入又は移行する企業は出てこない。この点で地方自治体は地場資本の保護育成のための徹底した政策が必要であろう。

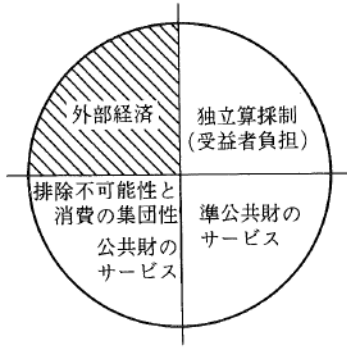
また団地造成、都市再開発等により、その地点（第9図A、B、C点）の地価だけが上昇するのではなく、便宜はその周辺にまでおよび、従って地価上昇も周辺部にまでおよぶ（第10図）。すなわち開発利益の波及効果が示される。それ故、特別な場合をのぞいては、固定資産税の減税は負担の公平の面から不合理なものとなる。地方都市が独立（分権化）の方向にむかうためにはこのことは基礎的前提になる。それにもかかわらず最近の自治体では、固定資産税の減税を政策目標の1つにおいているが、このことは地方自治体が財政赤字の中において経済的自立をはかる方向に逆行するものである。



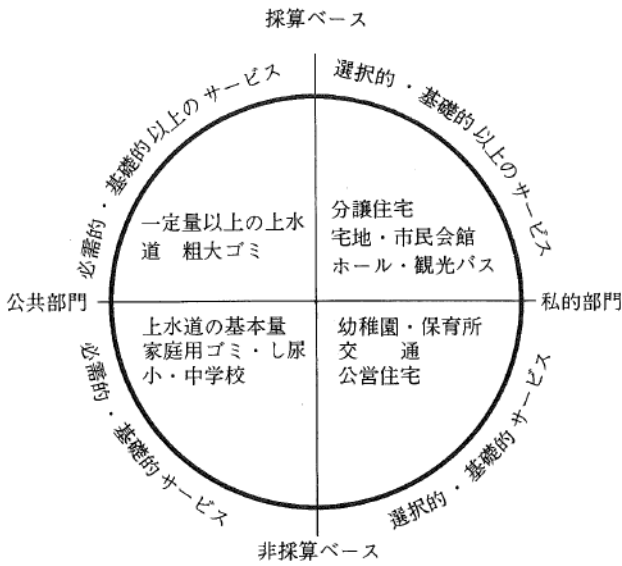
第4章 旭川市財政改革のための料金・価格モデル

さて以上で理論的に述べてきた各種料金ないしは価格をまとめると第11図のようになる。ここで外部経済は内部経済を基礎に持つという意味で一応対象外とする。この図を高寄モデル（第12図）を参照にしながら整理すると第13図のようになる。これに各種料金・価格を具体的にはめ込んだものが、ここにおける財政改革案であり第7表として示される。

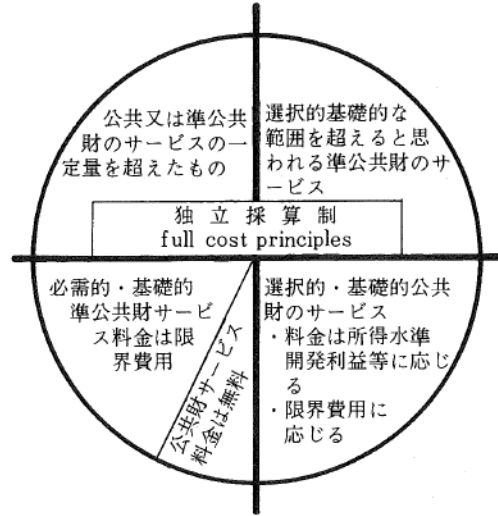
第11図



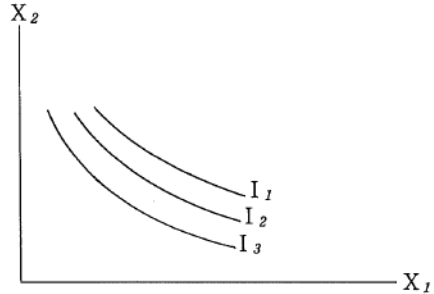
第12図 高寄モデル



第13図 「高寄モデルの応用」



第14図



結びにかえて一選択の問題一

住民参加が政策の中心の1つである場合、最終的な政策決定は市民がおこなうのでなければ、どのような良い政策であっても行政に悪用される結果になりかねない。旭川市の場合、これがおそろかにされてきたきらいが強い。

今、例えば財 X_1 を市民文化会館、 X_2 を上下水道とし、市民による選択の順位をあらわす指導を I_1, I_2, \dots とすると

$$\begin{aligned} I_1 &= F(X_1, X_2) \\ I_2 &= F(X_1, X_2) \end{aligned} \tag{13}$$

というように各市民がそれぞれの無差別曲線を持つ (第14図)。

この無差別曲線の性質は第13式を微分して求められる。

$$F_1 dx_1 + F_2 dx_2 = 0 \tag{14}$$

第14式より

$$\frac{dx_2}{dx_1} = -\frac{F_1}{F_2} < 0 \tag{15}$$

なる故、右下りの勾配を持つ。

ここでY=財政規模、 $P_1=X_1$ の価格、 X_1 をその購入量、 $P_2=X_2$ の価格、 X_2 をその購入量とすると

第 7 表

<p>(公共又は準公共サービスの一定量を超えたもの=独立採算制) full cost principles</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用基本量を超えたもの(上水道、ゴミ、し尿、電力等) ・業務用(上下、ゴミ、し尿、電力) ・市営葬儀使用料 ・火葬場使用料 ・下水道事業 ・測溝改良負担金 	<p>(選択的・基礎的な範囲を超えるとされる準公共財サービス=独立採算制) ・ full cost principles.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅 ・分譲住宅団地 ・分譲工業団地 ・業務サイドでの各会館使用 ・木工芸指導所の機械使用 ・都市公通の観光バス 移動トイレ ・広告料(広報) 	
<p>公的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用基本量(上水道、ゴミ、し尿、電力等) ・食肉センター使用料 ・小、中学校の授業料 ・消毒手数料 ・町内外燈 <p>(準公共財サービス=料金は限界費用)</p> <p>必需的・基礎的サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生存権にかかわる基礎的医療と予防(例、人口腎臓、予防接種等) ・子供用(博物館、青少年科学館、動物園、市営プール、市営スケートリンク等) <p>(公共財サービス=無料)</p>	<p>私的</p> <p>所得水準に応じるもの 幼稚園、高校、福祉住宅、保育所</p> <p>開発利益に応じるもの 固定資産税、貸地、基地、道路占用使用料</p> <p>市民行事としての各会館その他の使用=限界費用 児童会館、社センター、神楽会館、母と子の家、労働会館、体育館、婦人会館、文化会館、茶室、公園、硬式野球場、テニス・コート等</p> <p>大人の入場料 博物館、青少年科学館、市営プール、市営スケートリンク、動物園等</p> <p>その他=限界費用 空港、ガン検、計量器、木材加工手数料、地下道、地下鉄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車標識再交付・自動車臨時運行許可、自動車関連税 ・築確認、許可、開発行為許可申請等、優良住宅認 <ul style="list-style-type: none"> ・入学検定、消防手数料、督促手数料、犬鑑札再交付 <p>都市交通=限界費用 バス</p> <p>選択的・基礎的準公共財のサービス使用料</p>

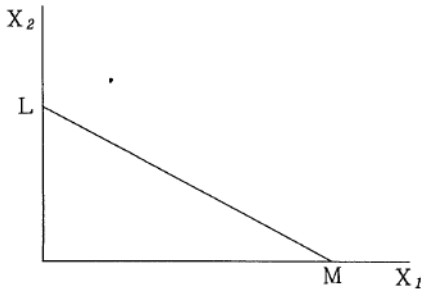
$$Y = P_1X_1 + P_2X_2 \tag{16}$$

$$1 = \frac{X_1}{\frac{Y}{P_1}} + \frac{X_2}{\frac{Y}{P_2}}$$

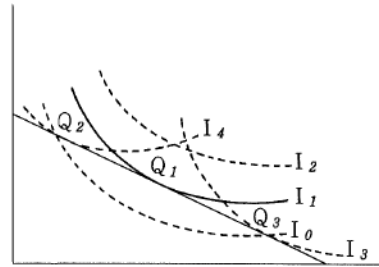
ここで $\frac{Y}{P_1}$ は所与の財政規模で X_1 のみを購入した時の購入量、 $\frac{Y}{P_2}$ は X_2 のみを購入した時の購入量である。従って第15図のようになる (LM=Price Line)。

この直線は $\frac{OL}{OM} = \frac{Y/P_2}{Y/P_1} = \frac{P_1}{P_2}$ なるゆえ、右下りである。この2つの図を合わせると第16図のようになる。限界効用均等の法則から Q_1 点において $\frac{F_1}{F_2} = \frac{P_1}{P_2}$ が成立する。しかし現実には I_1, I_2 のほか $I_0, I_3, I_4 \dots$ をとるさまざまな市民が存在する。その市民がどのような政策を選択するかということが住民参加によって欠くべからざることである。それにもかかわらず行政は住民参加をうたいながら、政策実行の際、複数の対象物を市民に提示して市民による選択に待たなかったことに対する市民からの批判は大きい。この点に今後十分注意しなければならない^{注2)}

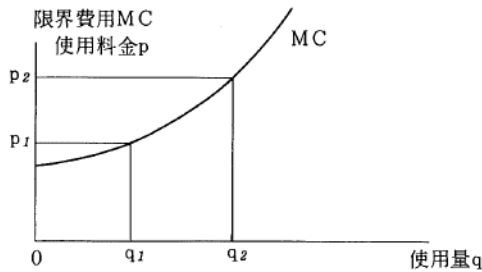
第15図



第16図



注1)



注2) 旭川市は財政赤字の中で新しい財政政策の方向を模索している。本稿は、旭川市の依頼をうけて財政改革案のために作成したモデルである。具体的な各種使用料金の改革案は、市自治センターの渡辺氏が作成した。なお資料蒐集にあたって市企画部主幹齊藤正昭氏と自治センター主査南忠男氏からいただいた御協力に心から感謝するしだいである。

参 考 文 献

- 今井，宇沢「価格理論」Ⅰ 岩波書店
小宮他2名「価格理論」Ⅱ 岩波書店
久武，巽「価格理論」 春秋社
神戸市行行政制度調査会報告書（昭和50年度）
高寄昇三「都市財政と費用負担」『現代経済』（19）159—173頁

（本学助教授・旭川分校）